

商品名等 (電気用品名等)	殺菌ランプ用ソケット・コード
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>○用途、機能、性能 電線と一体成型又は電線接続端子部がファストン端子の紫外線殺菌灯用のソケット及び電線と一体成型の器具用差込みプラグである。 自社で製造する電気機器に組み込むために、自らが輸入するものである。 この場合の電気用品名及び法的取扱いを御教示願いたい。</p> <p>○構造、仕様、意匠 いずれも一体成型されている電線の公称断面積は0.75mm²である。 定 格：220V</p> <p>○主な使用者、販売先 電気機器に組み込んだ状態で、電気機器として出荷・販売</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>特定電気用品中、配線器具の「その他のソケット」及び「器具用差込みプラグ」として取り扱う。 電気機器の製造事業者としての、法的義務を果たすことで足りる。</p> <p>(理由)</p> <p>ソケットは、紫外線殺菌灯用の特殊形状のソケットであることから、「その他のソケット」として取り扱うことが妥当と判断する。なお、電線接続端子部がファストン端子の場合は、短径が1mm以上のハンダ穴が必要である。ハンダ穴がない場合は「機械器具に組み込まれる特殊な構造のもの」と解釈し、対象外として取り扱う。</p> <p>プラグは、丸ピンの受け刃を有するものであることから、「器具用差込みプラグ」として取り扱うことが妥当と判断する。 自社で製造する電気機器に組み込むために自らが輸入するものなので、電気用品安全法の「電気用品の取り扱いについて(内規)」(平成16年3月22日)に基づく「部分品」に該当することから、電気機器の製造事業者としての法的義務を果たすことで足りる。</p>	